

なんば花月

9月2日。奈良経由でなんば花月に行った。大和ハウスのツアーである。ぼんち、西川きよし、桂文珍、吉本新喜劇・・・と十分に笑わせてもらった。空いた時間に一人で道頓堀まで足を延ばした。途中、相変わらずの雑踏であったが、心は妙に馴染んでいた。20代のある時期。ゆったりとした時間を過ごした記憶が蘇る。自由軒でカレーを食べる時間は無く、法善寺の水掛不動は静かだった。



(竹内)

国境を越えた役務の提供に対する 消費税の課税の見直し

近年、AmazonやGoogle AdWordsなど、インターネットを通じた電子書籍や音楽・広告等の配信事業が急速に拡大しています。従前の消費税法上、こうした取引が、国内事業者によって行われた場合には消費税が課税される一方、国外事業者によって国境を越えて行われた場合には消費税の課税対象外となっていました。

例えば、同じ電子書籍を買ったにもかかわらず、提供者が国外事業者か国内事業者かによって最終的な税負担に差異が生じ、事業者間の競争条件が不平等となっていました。

そこで、平成27年10月1日より、国外事業者が国境を越えて行う同取引についても消費税が課されることとなりました。

この点、課税方式については、こうした役務の提供を受ける者が「事業者」であるか「消費者」であるかによって、以下の2つの方式に分けられます

1. 「事業者向けに提供」・・・リバースチャージ方式
※役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務を課す方式
2. 「消費者向けに提供」・・・国外事業者申告納税方式
※役務の提供をした国外事業者に申告納税義務を課す方式

なお、リバースチャージ方式については、当面の間、当該課税期間において課税売上割合が95%以上である事業者には適用されないとされていますので、多くの事業者においては従前と処理・税負担に差異は生じません。

裏を返せば、課税売上割合が95%未満の事業者(医療機関や土地を売却して課税売上割合が下がった事業者など)で、こうした国外事業者からの役務提供を受けている事業者には影響が生じますので留意が必要です。

(大寺)

10月の税務

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限・・・10月15日2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限・・・10月中において市町村の条例で定める日3 9月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限・・・10月13日4 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限・・・11月2日5 2月、5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限・・・11月2日 | <ol style="list-style-type: none">6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限・・・11月2日7 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限・・・11月2日8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限・・・11月2日9 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限・・・11月2日 |
|---|---|

10月の社会保険労務

- | | |
|--|--|
| <p>13日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)</p> <p>11月2日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月~9月分>(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
労働保険料の納付<延納第2期分>(郵便局または銀行)
有期事業概算保険料延納額<8月~11月>の納付</p> | <p>支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
労災年金受給権者(7月~12月誕生月の者)定期報告</p> <p>※社会保険労務士制度推進月間
全国労働衛生週間(1日~7日)
高齢者雇用支援月間
中小企業退職金共済制度加入促進強化月間
健康強調月間</p> |
|--|--|

最低賃金が変わります!!

平成27年10月4日から徳島県の最低賃金が、**時間額 695円**になります(前年度 679円)。
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。
徳島県で働く全ての人に適用されます!

なお、一部の人には「※特定最低賃金」が適用されます。

※特定の産業には、以下の産業別最低賃金が定められています。

造作材・合板・建築用組立材料製造業	798円	平成26年12月21日現在
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	827円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	792円	

○最低賃金との比較方法

① 時間給

時間給 \geq 最低賃金額

② 日給

日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

③ 月給

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は除きます。)



賃金が最低賃金額以上になっているか、確認をお願い致します。
その他、当事務所へお問い合わせ下さい。

(松本)

●● 原価計算と管理会計について⑥ ～CVP分析②～ ●●

会計制度

今回は、CVP分析について先月の例題を基にさらに解説していきます。

【前提】

- ① 商品は1個100円で販売する。
- ② 商品1個あたりの変動費は80円とする。
- ③ 固定費は10万円とする。

(単位:円)

販売量	1個	100個	5,000個	10,000個
売上高	100	10,000	500,000	1,000,000
変動費	80	8,000	400,000	800,000
限界利益	20	2,000	100,000	200,000
固定費	100,000	100,000	100,000	100,000
利益	▲99,980	▲98,000	0	100,000

まず、上記表の限界利益(あるいは貢献利益)とは、売上高から変動費を差し引いた利益を言います。財務会計における「売上総利益」は売上高から売上原価を差し引きますが、売上原価には固定費が含まれています。一方で、限界利益は売上高から変動費を差し引いているので、両者は意味合いが異なります。ちなみに、CVP分析においては、売上高に対する限界利益の割合、すなわち限界利益率をよく利用します。例題で計算してみると、 $20 \div 100 = 20\%$ となります。

次に、利益がちょうどゼロとなる売上高を、損益分岐点(あるいは損益分岐点売上高)と言います。例題では5,000個売れると利益がゼロとなるため、損益分岐点は500,000円ということになります。

なお、固定費を限界利益率で除することで、損益分岐点を計算で求めることもできます。例題では、固定費100,000円 \div 限界利益率20% = 損益分岐点500,000円となります。

今回は、損益分岐点についてさらに解説いたします。

(孝志洋)

●●○ 相続税の申告要否の簡易判定シート ○●○

平成27年1月1日以降に発生した相続・遺贈にかかる相続税の基礎控除は改正前の6割に縮減されました。

改正前の基礎控除額: (5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数)

改正後の基礎控除額: (3,000 万円+600 万円×法定相続人の数)

この基礎控除の縮減により、改正前には相続税の申告を行う必要のなかった方であっても、改正後は相続税の申告が必要になったことから、国税庁は、同庁のホームページ上に、「相続税の申告要否の簡易判定シート」を掲載しました。このコーナーでは、相続税の申告の要否を判定するため、画面の案内に従って、

- ①法定相続人の数
- ②相続財産等
土地等、建物、有価証券、現金・預貯金、生命保険金等・死亡退職金等、その他の財産、相続時精算課税適用財産
- ③債務および葬式費用
- ④相続開始前3年以内の贈与財産等

を入力すれば、相続税の申告が必要か否かを自ら確認することができるようになっています。

ただし、実際の相続税申告時に用いる評価額などは非常にややこしいので、相続税がかかるかどうか気になる方は、当社にご相談ください。

(坂田)

●●○ 建設業許可を受けるための5大要件④ ○●○

今回は4つ目の要件の「請負契約を履行するに足りる財産的基礎を有していること」について解説します。

建設工事を着手するに当たっては、資材の購入及び労働者の確保、機械器具等の購入など、一定の準備資金が必要になります。また、営業活動を行うに当たってもある程度の資金を確保していることが必要です。このため、建設業の許可が必要となる規模の工事を請け負うことができるだけの財産的基礎等を有していることを許可の要件としています。

さらに、特定建設業の許可を受けようとする場合は、この財産的基礎等の要件を一般建設業よりも加重しています。これは、特定建設業者は多くの下請負人を使用して工事を施工することが一般的であること、特に健全な経営が要請されること、また、発注者から請負代金の支払いを受けていない場合であっても下請負人には工事の目的物の引渡しの申し出がなされてから50日以内に下請代金を支払う義務が課せられていること等の理由からです。

上記の理由から、一般建設業と特定建設業では要件が異なります。

次号では、財産的基礎の要件の具体例をご説明いたします。

(天羽)

●●○ ICT化への取り組み ○●○

2015年10月よりマイナンバーが全国民に通知され、制度が始動します。

これを契機に、医療等分野においても、地域包括ケアシステムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように関係府省一体となって、ICT化を強力に推進しています。(2020年までの5年間を集中取組期間として定める)

～取組の概要～

1. マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入
2. 医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進／地域医療情報連携(介護を含む)等の推進
3. 医療介護政策(医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化等)へのデータの一層の活用
4. 民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備

また、厚生労働省では上記に関連して医療機関の設備投資に関する特例措置の創設を要望しています。

医療機関が、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野におけるICT化の推進等に資する固定資産(リハビリ施設や電子カルテ等)を取得した場合に、特別償却又は税額控除を認めるものです。(現行の医療用機器の特別償却(措法45の2)とは別制度。)

ICTとは、Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本語では一般に“情報通信技術”と訳されます。

(後藤)

●●○ 企業におけるリスクマネジメント（危機管理）① ○●○

(1) 財産損失のリスク

火災・爆発・地震・風災害(台風など)・盗難などにより生じる直接損害に関わるリスク
(例えば、ショーウィンドウの商品が盗難など)

(2) 収入減少のリスク

企業の売り上げや利益が減少するリスク
(例えば、自社工場が罹災し、生産ストップや取引先の倒産など)

(3) 賠償責任のリスク

他人の権利を違法に侵害し、これにより損害を発生させた結果、法律上の賠償責任を負うリスク
(例えば、新製品の商品名が商標権侵害であるとの警告書が届くなど)

(4) 人的損失のリスク

経営者、重役、あるいはその他の従業員の死亡・事故・疾病・不健康・信用損失などのリスク
(例えば、自動車事故により、キーパーソンが死亡など)

(5) ビジネスリスク

新製品開発や海外進出などの営業戦略上のリスク、および株式投資・商品取引・為替操作・他社への融資などの資産運用上のリスク
(例えば、新規参入者の出現により、自社製品のマーケットシェアが低下など)

以上のように様々なリスクが企業を取り巻いています。尚、具体的な事例等については次号でご説明いたします。

(さくらビジネス)



研修会・懇親会 好評のうち終了しました！！

【研修会 講師のご紹介】

【研修会・懇親会の様子】

- ◆ 社会保険労務士・キャリアカウンセラー
貫場 恵子 氏
- ◆ さくら税理士法人 公認会計士・税理士
竹内洋一
- ◆ 『笑点』大喜利6代目座布団運び役
山田 たかお 氏



ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております。

当事務所では、毎年インターンシップ生の受入れをしております。
9月7日より1週間、四国大学の学生(女子)が研修生として勉強に来られました。
最終日に感想をいただきましたので、ご紹介させていただきます。



「さくらBLOG」紹介

インターンシップに参加して(9/14 UP)

9月7日から一週間インターンシップとして研修をさせていただきました。
始まる前は一週間がとても長い期間であるかのように思われましたが、過ぎてみると本当にあっという間でした。
簿記を大学などで勉強しただけで実践的なことはしたことがなかったので、私にできる仕事などないのではと不安でした。
しかし、職員の方々がとても丁寧に仕事の方法を教えて下さったので、その不安もなくなり勉強以外で簿記の知識を生かせる
良い機会となりました。
就職した時にも、この一週間に経験したことを生かしていきたいと思います。
短い間でしたが、お世話になりました。ありがとうございました。

N.S (研修生)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181